

令和5年第1回幸田町議会臨時会会議録（第1号）

議事日程

令和5年5月9日（火曜日）午前9時05分開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第1 議席の指定

追加日程第2 会議録署名議員の指名

追加日程第3 会期の決定

追加日程第4 副議長の選挙

追加日程第5 常任委員会委員の選任について

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第7 蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の選挙

追加日程第8 岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の選挙

追加日程第9 愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

追加日程第10 議員提出議案第2号 議会広報特別委員会の設置について

追加日程第11 議会広報特別委員会委員の選任について

追加日程第12 第28号議案 幸田町監査委員の選任について

追加日程第13 第29号議案 幸田町固定資産評価員の選任について

追加日程第14 第30号議案 幸田町税条例の一部改正について

第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について

第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第33号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（16名）

1番 藤本和美君	2番 吉本智明君	3番 野坂純子君
4番 松本忠明君	5番 長谷川進君	6番 岩本知帆君
7番 田境毅君	8番 石原昇君	9番 都築幸夫君
10番 黒木一君	11番 廣野房男君	12番 稲吉照夫君
13番 笹野康男君	14番 丸山千代子君	15番 鈴木久夫君
16番 藤江徹君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 成瀬敦君 副町長 大竹広行君
企画部長 成瀬千恵子君 総務部長 林保克君

参事(税務担当) 稲熊公孝君 住民こども部長 三浦正義君
健康福祉部長 山本晴彦君 環境経済部長 鳥居靖久君
企画部次長兼企業立地課長 鴨下直史君 総務部次長兼人事秘書課長 山川真知子君
企画政策課長 柴田淳一君 財政課長 相川美代子君
総務課長 岩瀬仁史君 税務課長 小林祐史君
こども課長 鈴木雅也君 保険医療課長 築田聖太郎君
福祉課長 横田隆之君 産業振興課長 小林英男君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 大須賀龍二君

○議会事務局長(大須賀龍二君) 皆さん、おはようございます。

事務局長の大須賀龍二でございます。どうぞよろしく願いいたします。

議員各位には、公私とも御多忙のところ、御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本日の会議に先立ち、町長から挨拶をいただきます。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 皆さん、おはようございます。

新緑の香りがすがすがしい季節となりました。

議員の皆様方におかれましては、先般の町議会議員一般選挙後、初めての議会として、本日、ここに、令和5年第1回幸田町議会臨時会をお願いしましたところ、公私ともに大変御多用のところ、御出席をいただきまして誠にありがとうございます。

先般の幸田町議会議員一般選挙におきまして、御当選されましたことに対し改めて心から祝意を表すとともに、今後の町政の発展と町民の福祉の増進のため、御活躍賜りますようお願いを申し上げます。

さて、本町の行財政運営に当たりましては、新しい社会を切り拓き、安全・安心な未来に向かって積極的に各種事業を展開していくとともに、本町のまちづくりの基本方針であります第6次幸田町総合計画の基本理念「人と自然と産業の調和」に基づき、6つの基本目標を中心に将来像として掲げました、みんなで作る元気な幸田の実現に向けて邁進してまいります。議員の皆様方の適切な御指導、御助言を賜りながら、全職員一丸となって取り組んでまいり所存でありますので、どうぞよろしく願いをいたします。

さて、本臨時会は、議会運営の基本となる役員の人事が中心であるわけですが、まずは新体制が円満に整うようお願いするものであります。

また、本臨時会に私どもが提案させていただきます議案は、幸田町監査委員の選任について、幸田町固定資産評価委員の選任についての人事案件の2件、幸田町税条例の一部改正についてを初めとする単行議案の3件、令和5年度幸田町一般会計補正予算(第1号)の1件、合わせて6件でございます。詳細につきましては、後ほど私から提案理由とその概要につきまして説明をさせていただきます。慎重に御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

ここで、御報告を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症への対応であります。

国は、昨日8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを2類相当から、季節性インフルエンザなどと同じ5類へと移行しました。これに伴い、感染防止対策は、法律に基づき行政が様々な要請や関与をしていく仕組みから、個人の選択を尊重し、自主的な取組をベースとしたものに変更されます。今後は、感染防止対策を一律にお願いすることを一旦終了しますが、自主的に取り組む基本的な感染防止対策としては、引き続き有効であります。旅行、行楽地へのお出かけやイベントへの参加の際は、一人一人が自覚を持ち、メリハリのある感染防止対策をお願いいたします。

また、同じく昨日から、65歳以上の方、基礎疾患のある方、医療従事者などを対象とした令和5年度の新型コロナワクチン接種が始まりました。季節性インフルエンザと比べ、新型コロナウイルスは感染力が強く重症化しやすいとされています。重症化予防等の観点から、接種対象となり、接種を希望する全ての方が安心してワクチン接種を受けていただけるよう、引き続き接種体制を確保してまいります。

以上、臨時会に当たっての御挨拶といたします。どうぞよろしく願い申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議会事務局長（大須賀龍二君） ここで、理事者は退席をお願いいたします。

（理事者退席）

○議会事務局長（大須賀龍二君） ただいまから、本日の会議に入ります。

開会 午前 9時05分

○議会事務局長（大須賀龍二君） 本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員中、稲吉照夫議員が年長者でありますので、御紹介申し上げます。

稲吉議員、議長席へ移動をお願いいたします。

（年長の稲吉議員、議長席に着く）

○臨時議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介いただきました稲吉照夫であります。

地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

ただいまから、令和5年第1回幸田町議会臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

開議 午前 9時07分

○臨時議長（稲吉照夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1

○臨時議長（稲吉照夫君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

日程第2

○臨時議長（稲吉照夫君） 議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場を閉鎖・事務局長が出入口に鍵を掛ける。）

○臨時議長（稲吉照夫君） ただいまの出席議員数は、16人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、石原 昇君及び3番、岩本知帆君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

なお、白票は無効といたします。

（事務局長が投票用紙を配付）

○臨時議長（稲吉照夫君） 投票用紙の配付漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（稲吉照夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

（事務局長が、議員に何も入っていないことを確認させる。）

○臨時議長（稲吉照夫君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

それでは、仮議席1番議員から順番に投票をお願いいたします。

（臨時議長の投票は最後）

○臨時議長（稲吉照夫君） 投票漏れはありますか。

（「なし」の声あり）

○臨時議長（稲吉照夫君） 投票漏れなしと認めます。

これで、投票を終了いたします。

続いて、開票を行います。

1番、石原 昇君及び3番岩本知帆君は、開票の立会をお願いいたします。

（両名開票所へ）

（開 票）

○臨時議長（稲吉照夫君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数 16票

有効投票 16票

無効投票 なし

有効投票中、藤江 徹君16票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

したがって、藤江 徹君が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開鎖・事務局長が鍵を開ける。)

○臨時議長(稲吉照夫君) ただいま、議長に当選されました藤江 徹君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

それでは、藤江議長、議長席にお着き願います。

これで、臨時議長の職務は全部終了いたしました。

御協力ありがとうございました。

(議長交代)

○議長(藤江 徹君) おはようございます。

皆様の御推挙によりまして、議長の要職に就くこととなりました。挨拶は後ほどさせていただきますことといたしまして、議事の進行に御協力をお願いいたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前 9時18分

再開 午前 9時19分

○議長(藤江 徹君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

本日の追加議事日程は、お手元にお配りしたとおりです。



追加日程第1

○議長(藤江 徹君) 追加日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、お手元にお配りいたしました議席表のとおり指定いたします。

ここで、暫時休憩といたします。

仮標柱を持って、議席の移動をお願いいたします。

休憩 午前 9時19分

再開 午前 9時20分

○議長(藤江 徹君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。



追加日程第2

○議長(藤江 徹君) 追加日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を1番、藤本和美君、2番、吉本智明君の御兩名を指名いたします。



追加日程第3

○議長(藤江 徹君) 追加日程第3、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

- 議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

追加日程第4

- 議長（藤江 徹君） 追加日程第4、副議長の選挙を行います。
選挙は投票で行います。
議場の出入口を閉めます。
(議場を閉鎖・事務局長が出入口に鍵を掛ける。)
- 議長（藤江 徹君） ただいまの出席議員数は、16人であります。
次に、立会人を指名します。
会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、藤本和美君及び2番、吉本智明君を指名いたします。
投票用紙を配ります。
念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。
なお、白票は無効といたします。
(事務局長が投票用紙を配付)
- 議長（藤江 徹君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長（藤江 徹君） 配付漏れなしと認めます。
投票箱を点検します。
(投票箱点検)
(事務局長が、議員に何も入っていないことを確認させる。)
- 議長（藤江 徹君） 異常なしと認めます。
ただいまから投票を行います。
それでは、1番議員から順番に投票願います。
(議長の投票は最後)
- 議長（藤江 徹君） 投票漏れはありませんか。
(「なし」の声あり)
- 議長（藤江 徹君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。
開票を行います。
1番、藤本和美君、2番、吉本智明君、開票の立会をお願いいたします。
(両名開票所へ)
(開 票)
- 議長（藤江 徹君） 選挙の結果を報告いたします。
投票総数 16票
有効投票 16票
無効投票 なし
有効投票のうち、鈴木久夫君16票
以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。
したがって、鈴木久夫君が副議長に当選されました。
議場の出入口を開きます。

(議場を開鎖・事務局長が鍵を開ける。)

○議長(藤江 徹君) ただいま、副議長に当選されました鈴木久夫君が議場におられます。
会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

副議長の挨拶は後ほどいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
議席の一部変更を行います。

副議長の選挙に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。

黒木 一君を10番に、廣野房男君を11番に、稲吉照夫君を12番に、笹野康男君を13番に、丸山千代子君を14番に、鈴木久夫君を15番にそれぞれ変更いたします。

なお、移動については、次の休憩中をお願いいたします。



追加日程第5 & 第6

○議長(藤江 徹君) 追加日程第5、常任委員の選任について及び追加日程第6、議会運営委員の選任について、以上2件を一括議題といたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩前中に、ただいま配付しました議会構成表(案)により、各常任委員会の正副委員長互選を、次に議会運営委員会委員の選出をお願いいたします。

なお、議会運営委員会委員の選出に当たっては、各常任委員会から2名の選出であります。

各常任委員会の委員選出が終了しましたら、引き続き議会運営委員会の正副委員長の互選をお願いします。

会場は、総務教育委員会は第1委員会室、福祉産業建設委員会は第2委員会室、議会運営委員会は各常任委員会終了後、第1委員会室でお願いします。

各委員会の委員長選出の議事に関する職務は、年長の議員をお願いいたします。

総務教育委員会は稲吉照夫君、福祉産業建設委員会は丸山千代子君、議会運営委員会は笹野康男君をお願いいたします。

なお、議長 藤江 徹は、常任委員を辞退いたします。したがって、総務教育委員会は7名であります。

各委員長は、委員の選出結果を議長まで報告願います。

それでは、移動をお願いいたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前10時00分

○議長(藤江 徹君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

常任委員、議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によって、

お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員、議会運営委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時02分

○議長(藤江 徹君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま、休憩中に各常任委員会、議会運営委員会で正副委員長の互選が行われたので、その結果を報告いたします。

まず、総務教育委員会委員長 廣野房男君、副委員長 岩本知帆君。

次に、福祉産業建設委員会委員長 都築幸夫君、副委員長 田境 毅君。

次に、議会運営委員会委員長 笹野康男君、副委員長 石原 昇君。

以上であります。

追加日程第7

○議長(藤江 徹君) 追加日程第7、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に、藤江 徹、鈴木久夫君、都築幸夫君、田境 毅君、松本忠明君、以上5名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました藤江 徹、鈴木久夫君、都築幸夫君、田境 毅君、松本忠明君を、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませ

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました藤江 徹、鈴木久夫君、都築幸夫君、田境毅君、松本忠明君が、蒲郡市幸田町衛生組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました藤江 徹、鈴木久夫君、都築幸夫君、田境 毅君、松本忠明君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。



追加日程第8

○議長(藤江 徹君) 追加日程第8、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

岡崎市額田郡模範造林組合議会議員に、藤江 徹、鈴木久夫君、以上2名を指名したいと思います。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました藤江 徹、鈴木久夫君を岡崎市額田郡模範造林組合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました藤江 徹、鈴木久夫君が、岡崎市額田郡模範造林組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました藤江 徹、鈴木久夫君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。



追加日程第9

○議長（藤江 徹君） 追加日程第9、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員に、藤江 徹を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長が指名いたしました藤江 徹を、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名いたしました藤江 徹が、愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

ただいま当選いたしました藤江 徹は議場にいます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。



追加日程第10

○議長（藤江 徹君） 追加日程第10、議員提出議案第2号 議会広報特別委員会の設置についてを議題といたします。

本件について、提出者に趣旨説明を求めます。

13番、笹野君。

〔13番 笹野康男君 登壇〕

○13番（笹野康男君） 皆さん、改めまして、こんにちは。

議員提出議案の趣旨説明をさせていただきます。

議案書1ページをお開きいただきたいと思います。

議員提出議案第2号 議会広報特別委員会の設置について

幸田町議会会議規則第14条の規定により、次のとおり所定の賛成者とともに連署し提出いたします。

提出者	幸田町議会議員	笹野康男
賛成者	幸田町議会議員	田境毅
	〃	鈴木久夫
	〃	黒木一
	〃	丸山千代子
	〃	稲吉照夫

提案理由

議会活動の状況を広く町民に周知し、町政に対する理解と意識の高揚を図るため、必要があるからであります。

2ページをお願いいたします。

議会広報特別委員会設置に関する事項であります。

1、委員会の名称、議会広報特別委員会

2、委員の定数、8人であります。

3、附議事件、議会広報発行に関する事項

4、設置の期間、令和5年5月9日から附議事件の完了の日まで、閉会中も継続して行うものいたします。

以上であります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

以上です。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 趣旨説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくをお願いいたします。

なお、幸田町議会基本条例第12条で、議員は、議案に対する質疑については、広く町政上の論点及び争点を明確にするため、原則として一問一答方式で行うものとするとして定めました。よって、今回から、一問一答方式で行うこととなりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、議員提出議案第2号について質疑を行います。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 質疑なしと認めます。

以上で、議員提出議案第2号の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終了いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案の賛成者の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これで、討論は終わります。

これから採決いたします。

採決の方法は、起立によって行います。

議員提出議案第2号 議会広報特別委員会の設置についてを、原案どおり決定するに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり可決されました。



追加日程第11

○議長(藤江 徹君) 追加日程第11、議会広報特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長(藤江 徹君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

議会広報特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定によりお手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 御異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

構成表をお配りしましたので、議会広報特別委員会の委員は、第1委員会室にお集まりください。

議会広報特別委員会委員長選出の議事に関する職務は、年長の議員となります廣野房男君にお願いいたします。

委員長は、役員を選出結果を議長まで報告願います。

議会広報特別委員会委員は、第1委員会室に移動願います。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時23分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ただいま休憩中に、議会広報特別委員会で正副委員長の互選が行われましたので、その結果を報告いたします。

議会広報特別委員会委員長 田境 毅君、副委員長 廣野房男君。

以上であります。

ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時33分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

地方自治法第121条の規定により、議案説明のため出席を求めた理事者は、お手元に配りましたとおりですから、御了承を願います。

ここで、総務部長から発言の申出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 林 保克君 登壇〕

○総務部長（林 保克君） 議長のお許しをいただきましたので、議案の差替えについて説明させていただきます。

さきにお配りをいたしました令和5年第1回幸田町議会臨時会議案目録と同議案関係資料ですが、ただいまの休憩中に、第28号議案に係ります部分につきまして、差替え分をお手元にお配りさせていただきましたので、よろしく願います。

なお、第28号議案及び第29号議案に係ります議案関係資料に誤りが判明したことから、さきにお手元に正誤表と差替え資料を配付させていただきましたこと、おわびを申し上げます。

今後は、十分資料の精査に努めてまいります。大変申し訳ございませんでした。

以上でございます。

〔総務部長 林 保克君 降壇〕

追加日程第12

○議長（藤江 徹君） 追加日程第12、第28号議案 幸田町監査委員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、10番 黒木 一君の退場を求めます。

(10番 黒木 一君 退場確認)

○議長(藤江 徹君) 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。
町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第28号議案 幸田町監査委員の選任についてであります。

議案関係資料は1ページ及び2ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、水野千代子委員が、令和5年4月29日をもって任期満了となりましたことに伴い、その後任の監査委員を選任する必要があるからであります。

議案書の2ページを御覧いただきたいと思います。

本議案は、幸田町監査委員の選任につきまして議会議員の中から選出し、御同意を賜るもので、選任同意を求める者の住所及び生年月日につきましては、記載のとおりであります。黒木 一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議案関係資料にありますとおり、黒木 一氏につきましては、昭和44年に高等学校卒業後、三菱レイヨン株式会社へ入社し、平成22年7月に退職されました。そして、平成29年度に区長を務めた後、平成31年4月に幸田町議会議員になられました。議会では、福祉産業建設委員会副委員長を務められ、さきの町議会議員一般選挙にて当選され2期目となり、現在に至っておられます。

これまで議員の立場から町政に対し、御審議、評価等、多大なる御尽力を賜りました。したがって、予算の執行状況、政策の推進内容等を監査することにつきまして、適任者であると考えております。

以上、提案の理由を説明させていただきました。御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長(藤江 徹君) 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、第28号議案の質疑を行います。

ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 質疑はないようですので、以上で、第28号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第28号議案 幸田町監査委員の選任についてを原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第28号議案は、原案どおり同意することに決定いたしました。

選任の同意がされましたので、10番、黒木 一君の入場を求めます。

(10番 黒木 一君 入場確認)

○議長(藤江 徹君) ここで、10分間休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時51分

○議長(藤江 徹君) 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

ここで、ただいま同意しました監査委員の御挨拶をいただきます。

10番、黒木君。

[10番 黒木 一君 登壇]

○10番(黒木 一君) ただいま監査委員の選任に当たり、御同意いただきまして、誠にありがとうございます。

地方自治における監査の重要性を考えますと、その職務に対する重大さに身が引き締

まる思いでございます。

近年、行政を取り巻く環境、日々変化する社会経済状況下のもと、自治運営に関し、様々な面で厳しい変化が続いております。これらに対応するために、効果的・効率的な行財政運営がより一層求められるところであります。

個人的には、精いっぱい努力をして、幸田町のますますの発展に寄与していきたいと考えております。

何とぞ皆様の一層の御鞭撻と御理解を賜りまして、まずは心よりお礼を申し上げます。どうもありがとうございました。

[10番 黒木 一君 降壇]

○議長（藤江 徹君） ありがとうございました。よろしく願いいたします。

追加日程第13

○議長（藤江 徹君） 追加日程第13、第29号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定を準用して、稲熊税務担当参事の退場を求めます。

（稲熊税務担当参事 退場）

○議長（藤江 徹君） 朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長（成瀬 敦君） それでは議案書3ページをお開きいただきたいと思います。

第29号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてであります。

議案関係資料は3ページ及び4ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者として選任されておりました、鈴木由美子評価員から、令和5年3月31日をもって、評価員の職を辞する旨の願いが提出されたことに伴いまして、その後、空席となっておりました幸田町固定資産評価員を選任する必要があるからであります。

議案書4ページを御覧ください。

住所及び生年月日につきましては、記載のとおりでございますが、稲熊公孝氏、55歳を選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めらるものであります。

稲熊氏につきましては、平成3年に幸田町に就職し、長年にわたり町政運営に携わってきました。税については、平成3年4月から平成7年3月まで税務課職員として、そして令和5年4月からは、税務担当参事として職務に当たっており、固定資産の評価に関する知識及び経験を有していますので、評価員として適任者であると考えております。

以上、人事議案につきまして、提案の理由を説明させていただきました。

御審議の上、御同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

それでは、第29号議案の質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 以上で、第29号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、ただいま議題となっております議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は起立により行います。

第29号議案 幸田町固定資産評価員の選任についてを、原案どおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(藤江 徹君) 着席願います。

起立全員であります。

よって、第29号議案は、原案どおり同意することに決しました。

ここで、選任の同意がされましたので、稲熊税務担当参事の入場を求めます。

(稲熊税務担当参事 入場)

追加日程第14

○議長（藤江 徹君） 追加日程第14、第30号議案 幸田町税条例の一部改正について、第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正について、第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について、及び第33号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算(第1号)の以上4件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、単行議案、第30号議案から第32号議案までの3件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書5ページをお開きください。

第30号議案 幸田町税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は、5ページから24ページまででありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、町民税関係、固定資産税関係、そして軽自動車税関係の改正がございまして、まず町民税関係としては、1つ目として、令和6年度に課税が開始される森林環境税につきまして、これは個人住民税均等割に国税として、1人1,000円を上乗せして、市区町村が賦課徴収するものであります。これについて賦課徴収の方法や納税通知書に記載すべき納付額などについて定めるものであります。

町民税関係の2つ目としましては、給与所得者の扶養親族等申告書につきまして、前年の申告内容と移動がない場合には、移動がない旨の記載によることができるという記載事項の簡素化について定めるものであります。

町民税関係の3つ目としましては、肉用牛の売却による事業所得及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、その期限を3年延長するというものであります。

次に、固定資産税におきましては、一定の要件を満たすマンションのうち、長寿命化に資する大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施した場合に、当該工事完了の翌年度分の建物に係る固定資産税を減額する措置が地域決定型地方税特例措置、いわゆるわがまち特例として設けられたことを受け、その割合を定めるものであります。

さらに、軽自動車税関係におきましては、まず1つ目としまして、軽自動車税の種別割におきまして、現行の原動機付自転車から区分して新たに特定小型原動機付自転車という区分が定義されたことにより、三輪以上の新たな特定小型原動機付自転車に区分されるものを、現行の区分から除外するもので、この特定小型原動機付自転車の税率を、50cc以下の原動機付自転車の区分の2,000円と規定するものであります。

次に、軽自動車税関係の2つ目としまして、燃費排ガス不正行為に係る税制上の再発抑止策を強化する改正であります。これは、令和4年3月以降、一部メーカーによるトラック・バス用エンジンの燃費排ガス試験の不正が発覚しており、環境性能により優遇

を行う税制措置の根幹を揺るがす社会的影響が大きいことから、税制上の再発防止策として不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納付不足額を徴収する際に加算する割合を100分の10から100分の35に引き上げる措置を講ずるものであります。

そして、軽自動車税関係の3つ目としまして、より環境性能の高い軽自動車の普及を後押しする観点から、電気自動車及び天然ガス軽自動車に係るグリーン化特例の適用期限を3年間延長するとともに、営業用の乗用のガソリン軽自動車に係るグリーン化特例について、50%軽減の対象にあつては3年、25%軽減の対象にあつては2年、その期限を延長するものであります。そのほか、字句及び引用条項の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。軽自動車税の種別割の税率に関する改正につきましては、令和5年7月1日、町民税関係の森林環境税に関する改正及び軽自動車税の環境性能割又は種別割の賦課徴収の特例に関する改正につきましては、令和6年1月1日、そして、町民税関係の扶養親族等申告書に関する改正につきましては、令和7年1月1日であります。

続きまして、議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は25ページ及び26ページでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

提案理由といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の主な概要につきましては、地方税法等の一部改正に伴う引用条項の整理を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日であります。

続きまして、議案書の13ページをお開きいただきたいと思います。

第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

議案関係資料につきましては27ページから34ページでありますので、併せて御覧ください。

提案理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令及び雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるからであります。

改正の概要につきましては、地方税法施行令の改正により、後期高齢者支援金等課税額の法定限度額が20万円から22万円に改められたことから、国民健康保険税における後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を同額に引き上げるものであります。この改正により、課税限度額の合計は、基礎課税額、介護納付金課税額を含め、102万円から104万円となるものであります。

次に、地方税法施行令の改正により、低所得者における国民健康保険税の軽減措置の対象拡大を図るため、被保険者及び特定同一世帯所属者1人当たりの判定所得基準額の加算額を、5割軽減につきましては、28万5,000円を29万円に、2割軽減につきましては、52万円を53万5,000円に引き上げられたことから、本町において

も判定所得基準額の加算額を同額にするものであります。

次に、特例対象被保険者等に係る申告における提示書類の見直しですが、雇用保険法施行規則が改正されたことにより、公共職業安定所での雇用保険関係手続において、本人によるマイナンバーカードの提示により、雇用保険受給資格通知が交付されることになりました。町国民健康保険では、特例対象被保険者、いわゆる倒産や解雇、雇い止めなどによる非自発的失業者については、本人の申告により、前年所得のうち給与所得を100分の30として課税計算、軽減判定する制度があり、申告の際に離職理由が分かる雇用保険受給資格者証の提示をこれまで求めてまいりましたが、雇用保険受給資格通知によっても離職理由が確認できるため、このたび明文化するものではございます。

なお、施行期日につきましては、公布の日であります。

以上、第30号議案から第32号議案までの単行議案の提案の理由を説明させていただきました。よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして、補正予算関係につきまして説明をさせていただきます。

別冊となっております補正予算関係を御覧ください。

補正予算関係につきましては、第33号議案1件であります。

それでは、第33号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第1号）についてであります。

補正予算書の1ページをお開きください。議案関係資料は35ページから37ページまででありますので、併せて御覧いただきたいと思ひます。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出それぞれ、1億1,767万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、201億8,767万7,000円とするものであります。

それでは、補正内容の説明をさせていただきます。

初めに、歳入の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、10ページを御覧ください。

55款国庫支出金につきまして、初めに新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金7,133万4,000円を新規計上するものであります。これは去る令和5年3月28日に閣議決定されました、令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格物価高騰対策予備費の使用に関するものでありまして、この国の予備費使用の決定におきまして、物価高騰の負担感が大きい低所得者世帯への負担の軽減を図る支援として、住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり3万円を目安とした給付事業の実施が示されましたことから、その実施主体として、事業費及び事務費に係る国庫補助金の交付を受けるものであります。

次に、低所得者の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金2,000万円及び低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事務費補助金256万8,000円を新規計上するものであります。これは、先ほどの新規新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と同様に、令和5年3月に閣議決定されました国の予備費使用に関するものでありまして、食費等の物価高騰に直面し、その影響を特に受ける低所得者の子育て世帯への支援として、対象児童1人当たり5万円

の給付事業の実施が示されましたことから、その実施主体として事業費及び事務費に係る国庫補助金の交付を受けるものであります。

75款再繰入金につきましては、財政調整基金繰入金2,377万5,000円を追加し、このたびの補正予算で実施する各事業の財源とするものでございます。

続きまして、歳出の補正内容につきまして説明をさせていただきます。

補正予算説明書は、12ページを御覧ください。

初めに、15款総務費、企画一般事業におきまして、タクシー事業者特別支援金200万円を新規計上するものであります。このタクシー事業者特別支援金につきましては、新型コロナウイルス感染症の蔓延の拡大以来、外出や移動の自粛等の影響を受けたことで、いまだ利用者の減少による売上減が続く中、世界的な燃料価格の高騰のあおりを受けて、非常に厳しい経営状況にあるタクシー事業者を支援するものとして、その保有車両1台につき5万円を給付するものであります。

次に、コミュニティ推進事業につきましては、このほどの長嶺コミュニティホームの現地確認におきまして、外壁に生じていたクラックの状況が進んでおりまして、またひさし部の剥離や雨漏れが発生していることが認められました。長嶺区におきましては、これからの降雨期に備えて早急な修繕が計画されておりまして、この修繕工事に対するものとして、公共施設維持費負担金337万5,000円を追加するものであります。

20款民生費、10項社会福祉費につきましては、社会福祉総務一般事業におきまして、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業としまして、歳入で説明させていただきました住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり3万円の給付に要する各経費を新規計上するものであります。この事業につきましては、物価高騰の負担額が大きい低所得世帯に対して給付金を支給することにより、その負担の軽減を図るものでありまして、各経費の具体的な内容としましては、会計年度任用職員1人を任用するための報酬20万円及び通勤に係る費用弁償2万4,000円、事務用の消耗品購入や封筒、申請書、印刷に要する需用費65万円、郵送料や振込手数料などの役務費86万円、システム改修や封入封緘作業に要する委託料360万円、重点支援給付金6,600万円、合計7,133万4,000円であります。

なお、人件費の補正につきましては、16ページの補正予算、給与費明細書のとおりでありますので、併せて御覧いただきたいと思います。

次に、15項児童福祉費、10目児童福祉総務費、児童福祉総務一般事業及び15目児童措置費、児童手当等支給事業におきまして、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金給付事業としまして、歳入で説明させていただきました低所得の子育て世帯に対する児童1人当たり5万円の給付に要する各経費を新規計上するものであります。この事業につきましては、食料等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給するもので、幸田町が実施する支給の対象は、独り親世帯以外の住民税が非課税となる世帯となります。各経費の具体的な内容としましては、給付事務に従事する職員の時間外勤務手当50万円、事務用の消耗品購入費10万円、郵送料や振込手数料などの役務費6万5,000円、システム改修に要する委託料190万3,000円、特別給付金2,000万円、合計2,256万8,000

円であります。

なお、人件費の補正につきましては、16ページの補正予算給与費明細書のとおりでありますので、併せて御覧ください。

14ページを御覧ください。

35款農林水産業費につきましては、農業振興一般事業におきまして、筆柿選果機改修事業補助金1,840万円を新規計上するものであります。町の特産であります筆柿は、1本の木に甘柿と渋柿が実る不完全甘柿の性質を持つことから、その出荷に当たっては、特別の選果機械を使用して、これを選別することで、甘い果実を安心して全国の皆様にお届けができています。筆柿の出荷に欠くことのできない筆柿選果機であります。前回の機械更新から25年を経過しておりますことから、チェーン部分や駆動部などの劣化が顕著となり、選果作業中に度々機械が停止してしまうことがあり、昨年のお荷後、JAあいち三河において詳細の不具合の点検を行ったところ、改修が必須であることが判明しました。これを受けて、西三河筆柿選果場運営委員会及び幸田町筆柿部会から、改修に対する町の支援を求める要望書が提出されました。町としましても、生産量日本一を誇る町の特産筆柿の安定供給のため、今年度のお荷時期に備えて選果機の早急な改修をすべく、これを支援するものであります。

以上が、令和5年度幸田町一般会計補正予算（第1号）の概要でございます。

以上、令和5年度第1回幸田町議会臨時会に提案いたしました単行議案の3件、補正予算1件につきまして、提案理由の説明をさせていただきました。

慎重に御審議の上、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしく願いいたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第30号議案 幸田町税条例の一部改正についての質疑を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 私からは、30号議案の中身について確認を順にさせていただきたいと思っております。

まず、議案関係資料の5ページに細かく書いてありますので、こちらを御覧いただきたいと思っております。

1点目ではありますが、2に書かれてあります改正の概要の部分です。（1）町民税の関係になります。

まず、アですが、森林環境税の課税が開始をされるということで、町民に対する影響のところを今説明があったのを聞かせていただきました。確認です。町民1人当たりプラス1,000円、これが全ての町民が対象となるという理解でよろしかったでしょうか。お願いします。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） 森林環境税、こちらにつきましては、令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税されるものでありまして、個人の町県民税の均等割と合わせて、お1人年額1,000円が徴収されるものでありますので、この均等割を納付されている方が対象となってきます。参考数値としまして、令和4年度町県民税の当初の納税義務者につきましては2万2,931人ということで、そういった方たちが対象となってまいります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 内容は分かりました。2万2,931人が対象となるということでした。理解をしました。

それから、次なんですけど、イに書かれております給与所得者の扶養親族等申請書において、移動がないときには簡素化されるものであります。当該の移動がない旨の記載に変えることができる措置というふうに書かれておるんですが、これは具体的にはどういった措置になるのでしょうか。ユーザーからすると、なるべく簡単に申請ができるというところで、例えば丸をつけるだけとか、そういった形のものが、紙資料でいえないのかなと思うんですが、この具体的なところが分かっていたら教えてください。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） 扶養親族の控除の関係でございます。給与所得者が扶養控除のために記載する申告書の様式が見直され、簡素化された申請書を提出することができるかとされておりますけれども、今のところ、ちょっと具体的な様式について示されておらず、恐らく夏頃に国のほうから様式のほうを示される予定になっておりますので、恐らくそういった今の様式の中に1行加えて、変更がなかったら丸印なりレ点を打つようなものを例えば追加したりして、そういった簡素化が図られてくるのではないのかなと推測しております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 簡素化のほうは理解をしました。まだ示されていませんので、ぜひ示された後に、また改善点があればいろいろ考えないといかん案件だろうなと思います。加えて言うならば、これからまたDXなんかでデジタル化が進むと、紙とは違うような対応も当然出てくると思いますので、またいろいろこれから施策を進める中で検討いただきたいと思います。

それから、次ですが、（3）のところに軽自動車税の関係が書かれております。アのところについては、特定小型原動機付自転車、これのところになります、いわゆる今まで言っていた原付のところはこの新たな区分ができたということになります。対象は2,000円の徴収をするということですが、そもそもこの特定小型原動機付自転車というものはどういったものになるのか、対象を少し教えてください。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） まず、前段の扶養の申告書の関係ですね。また、国のほうから様式を示されましたら、内部のほうで重々確認をしながら、また近隣の取組等も参考にさせていただいて、またDX等も視野に入れながら周知のほうを努めていきたいと思

ます。

続きまして、特定小型原動機付自転車でございますけれども、こちらにつきましては、いわゆるキックボードのような形をした乗り物になります。基準としましては、例えば長さが190センチ以下だったり、幅が60センチ以下、最高速度が20キロということで、通常の原付ですと30キロなんですけれども、こちらの車両については最高速度が20キロまでと。それから、定格出力が0.6キロワットなどのそういった基準に該当するような車両を特定小型原動機付自転車というふうに定義づけをさせていただきます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 分かりました。いわゆる電動キックボードと呼ばれている代物だと思います。その電動キックボードの関係でいきますと、町内で保有されてる台数というのが把握できていれば教えてください。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） 電動キックボードの今の保有の状況でございますけれども、この特定小型原動機付自転車につきましては、7月の1日から施行がされ、登録が開始されるということになりますので、現状この区分では登録の台数はないんですけれども、それに類するような折り畳めるようなスクーターというんですかね、電気式のあるんですけれども、それに類するような登録につきましては、確認したところ3台ほど現在登録のほうがございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 分かりました。7月1日から登録が始まるということで、多分持たれてる方は抜けのないように登録をされて、使用を始めるのかなと思います。ぜひ抜けのないような周知をしていただきたいと思いますし、現状折り畳み式のものが3台もう既に存在しているということですので、併せてこういった周知をしっかりとしていく必要があるかなと考えております。ぜひお願いしたいと思います。

それから、次ですが、イに書かれております不正に起因する云々ということで、排ガス問題等々のところだと思います。ニュースでも大分取り上げられまして大騒ぎになった案件になります。こちらのほうは、先ほどの御説明では事業者に対する関係でこういった抑止策をつくったような受け止めをさせていただきました。すると、これは町民に対しては直接的に影響がないというふうに理解をすればよろしいでしょうか。確認をお願いします。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） 特定小型原動機付自転車ですね。登録の開始前にはまた広報等で十分にお知らせのほうをさせていただきたいと考えております。

次の御質問の不正に起因する軽自動車税の不足額に係る加算割合の引上げでございますけれども、こちらにつきましては、偽り、その他不正の手段により認定等をメーカーのほうを受けたことによって、本来、環境性能割又は種別割の納付すべき額に不足額が生じた場合において、当該認定を申請したものを、取得者又は所有者とみなして不足額を徴収する際に加算される割合を引き上げるというものでございまして、直接的に町民

の皆さんに何かこれによって影響があるかというのと、これについては特に影響がないというふうに理解しております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） はい、承知をしました。

次に、ウに書かれておりますグリーン化特例について確認をさせていただきます。

（ア）のところですが、電気自動車及び天然ガス、軽自動車に対して、3年間延長されるものということでもあります。こちらは町内でいう対象台数が分かれば教えてください。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） 電気軽自動車及び天然軽自動車の登録台数の御質問です。

令和5年の5月2日現在でございますけれども、こちらが乗用の自家用という区分で、18台の登録がございます。この18台、電気軽自動車のほうで、町では18台の現在登録がございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 18台、分かりました。いわゆるEVの軽自動車ということだと思います。そうすると、影響額としてはどれぐらいになるのでしょうか。確認をお願いします。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） この特例による影響額につきましては、先ほど申しました課税のある台数が18台、こちらで積算をいたしますと、通常この軽自動車の税額、1台当たり1万800円になりまして、これに対して、このグリーン化特例による税額が2,700円に1台当たりになることから、まずその差額が8,100円で、この8,100円に18台を乗じますと、14万5,800円の種別割が減収という形になりまして、この台数が今後増えていけば、その分種別割の減収という形になってまいります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 現状は18台の分ですから、8,100円の影響額が18台分ということで、答弁があったとおりで、これからもしEVがこれで加速して増えていくとなると、やはりそういった影響は多少なりとも増えていくという事は理解をしました。

それから、次に、イに書かれている営業車、こちらのガソリン軽自動車の対象になるということですが、こちらのほうは対象台数が分かれば教えてください。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） 営業用の乗用のガソリン軽自動車、こちらにつきましては登録のほうを確認しましたところ、現在該当がないという状況でございます。

○議長（藤江 徹君） 7番、田君。

○7番（田境 毅君） 現状は該当がないということです。公用車にしても、営業車にしても、これからこういった環境性能を見て、やはり、次世代型の自動車に変えてくっていく流れからすれば、この形のガソリン車が出てくるかっていうのはありますけど、増える可能性もあると思いますので、またよく注視をしていただいて、税に関するところの影響を見ていただきたいと思いますと考えております。

以上であります。終わります。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） 今後、世の中の流れでこういったグリーン化、SDGsに配慮するですとか、いろいろな社会情勢がございますので、それらも注視しながら、また税収のほうも研究のほうを進めていきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） ほかにございませんか。

12番、稲吉。

○12番（稲吉照夫君） 1点だけ確認させてください。今後の方針ということで。

森林環境譲与税ですね。それについてですけども、これの林野庁から出ている方針によりますと、市町村においては、間伐等の森林の整備に関する施策と人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備の促進に関する政策に充てるとされていますということで、これが本格的に入った場合に、やっぱり、そういった森林に対するそういった守りというんですか、管理の問題等、いろいろ変わるんでしょうか。ということは、今現状、幸田の山を見ていると竹がすごく繁茂しちゃって、本当にこれは森が大丈夫かなという、私は心配をしております。そういった意味で、これを森林環境税が有効に使われることを私は願いますので、今後のこういったものの考え方、方針がありましたらお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 答弁をお願いします。

産業振興課長。

○産業振興課長（小林英男君） 森林環境税の活用についての御質問であると思います。

産業振興課が所管する林道整備とか、この環境税の活用をしているところであります。また、今年度におきましても森林整備ですね、適正な管理についてもしっかりと探求し、こういった予算の活用を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君。

○12番（稲吉照夫君） いずれにしましてもね、今は豪雨等があつて、山が非常にいろいろな問題を抱えてる、やっぱりしっかりと管理せないかんということがうたわれてるわけですので、これを機会に、幸田町には森林組合等はないと思います。私が議員になった平成27年、芦谷にも森林組合って地元でつくっていたのが、それ以後、2年後ぐらいに解散しちゃっております。そういった意味で、山を守るということが今は薄れておりますので、これを機会にちょっと真剣に考えていきたいということを申し述べて、終わります。

○議長（藤江 徹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林英男君） ありがとうございます。森林の適正管理につきましては、これからの課題だと認識しております。しっかりと、なかなか間伐とか進まないところを、また無造作な雑木林とか、そういうところもあると思います。そういったものもしっかりと捉えて、これからしっかりと考えていきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） ほかにございませんか。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 森林環境税についてお聞きしたいと思います。

これは2019年に導入をされたものでございますけれども、5年後に個人に対して課税をするというものであります。そこで、お聞きをするわけでありまして、今回この森林整備及びその促進に要する経費の財源、これに充てるということでありますが、これが個人住民税の均等割に上乗せをされるということで、先ほども田境議員の質問の中にもありましたように、対象としては幸田町では2万3,000人ほどということで分かりました。そこで、お聞きをするわけでありまして、愛知県におきましては、この森林環境税、これが既に導入をされておまして、1人当たり500円ということで課税もされているわけでありまして、そして同時に、東日本大震災の復興財源として、また1,000円を上乗せをされているわけですが、これが令和5年度に終わって、そして、次にこの森林環境税が課税をされるということで、1,500円が1,000円になるということからすれば、一見500円の減税になるというふうには見えるわけですが、そもそもを言えば、これが住民に課せられるということからすれば、今の時期にこの期限切れとなるその代替えとして森林環境税が導入をされるということに置き換えてくる。問題ではなかろうかというふうに思うわけでありまして、その点についてはどのように考えられるのかお伺いしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） 均等割の関係でございます。先ほどからもお話のありまして、町県民税の均等割ですね。本来でございますと、均等割につきましては4,000円ということで、それにこの令和5年度まで県のほうであいち森と緑づくり税ということで500円、東日本大震災の教訓を踏まえた防災事業に係る財源確保に係る増税分ということで1,000円ということで、合計5,500円ということで現状均等割の額になっておまして、それが令和5年度までということで、令和6年度から森林環境税ということで1,000円ということで、言い方が悪いですが、置き換わるような形になっておるかと思っております。やはり、森林環境税につきましては、森林の持つほうの重要性、災害防止ですとか国土の保全という観点から、そういった森林整備を促進するための税として導入されるということで、町におきましてもそういった国の政策のほうに基づいて、また、その均等割のほうで森林環境税のほうをお願いするものであります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この森林環境税の配分でありますけれども、これは、それぞれの山林割、それから人口割等によって配分をされるわけでありまして、これが問題になっているのが、都市部の人口の多い地域の中でより大きくその配分がされるんではないかということが、国会の中の審議の中でも大きな問題となったわけでありまして、幸田町にあってはどれぐらいの配分があるのか、その辺の予想というのはあるんでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） 森林環境譲与税の町への配分の御質問でございます。

森林環境税は譲与税ということで、市町村に90%、都道府県10%のまず割合で配分がされると。そのうち配分されるに当たって、先ほど議員からもお話のありまし

た例えば山の面積ですとか、林業の就業者数、それから人口ということで配分がされるという形になっております。この森林環境譲与税につきましては、実際には、これ令和元年度から森林環境譲与税ということで町のほうに歳入がございまして、直近で決算で出ている数字でいきますと、令和3年度の実績につきましては508万7,000円が決算額でございまして、この令和5年度、それから昨年度、令和4年の当初予算の森林環境譲与税の額としましては680万円ということで、予算のほうを計上させていただいております。今後、この森林環境税が導入されて以降、今の予算でいくと約700万ぐらいの予算を計上させていただいているんですけれども、例えば700万程度の譲与税の歳入を見込んでおります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この譲与税は、既に5年間もう配分をされているということでありまして、そもそも森林が荒れた原因というのは、やっぱり国の政策の問題があるかというふうに思うわけでありまして。幸田町におきましては、先ほど稲吉議員が言われましたように、竹の繁茂で大変な思いをしているという中で、一部県による整備もされたところでありまして、しかしながら、また手を入れないとすぐ繁茂してしまうというようなことで元に戻ってしまう。こういうような状況の中で森林環境税を取りながら、700万円ぐらいの配分金でやれるのかということをお願いしたいわけでありまして。住民には上乘せをしている、このようなことの中で果たして森林が守れるのかということからしますと、やはり、これはきちんと税としてではなくて国の一般財源の中で森林を守っていく、保障をしていくべきではないかなというふうに思うわけでありまして、この配分に当たっての不合理性、問題点、そのようなことについて幸田町としてはどのように国に対して言っていくのかということも思うわけでありまして、その辺についてはどのように思われているのかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） 配分についてでございます。こちらの配分のほうは、私有林・人工林面積で50%、林業就業者数で20%、それから人口で30%という基準で案分して譲与されるという形になっておりまして、また、こちらは実際に、すみません、ちょっと他の例があれなんですけれども、また今後はそういった割合等々、実際どういう仕組みになっているのかということや研究させていただきながら、今現状どういうふうになっているのかということをよく分析させてもらいながら、また中の内部で検討させていただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） ほかにございせんか。

ここで、途中ではありますが、食事のため休憩といたします。午後は1時より会議を開きます。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

第30号議案の質疑について、ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤江 徹君) 第30号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についての質疑を許します。

12番、稲吉君。

○12番(稲吉照夫君) ちょっと1つ教えてください。

12ページに、附則の3のところに、この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律云々とありますけれども、これは、ちょっと僕は中身がよく理解できないので、どういう中身なのかをちょっと説明をお願いしたいと思いますが。

○議長(藤江 徹君) 税務課長。

○税務課長(小林祐史君) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律でございますけれども、この法律の内容ということでございますけれども、こちらにつきましては、現在、多くの地域で人口減少の本格化に伴いまして、バスを初めとする公共交通サービスの需要の縮小ですとか、経営の悪化、それから運転手の不足などの深刻化によりまして、地域の公共交通の維持確保が難しくなっていると。そんな状況の中、一方では高齢者の方の免許の返納等が年々増加しているという状況で、この受け皿としての移動手段を確保することが重要な課題になってきていると。そういった中で、いろいろな交通事業者を初めとする地域の関係者と協議をしながら、そういった公共交通の改善ですとか移動手段の確保に取り組むような、そういった仕組みづくりですね。そういった持続可能な運送サービスの提供の確保に資する、そういった取組を促進するための法律となっております。

○議長(藤江 徹君) 12番、稲吉君。

○12番(稲吉照夫君) そうしますと、今後こういったことにもこの都市計画税が使用されるという解釈でよろしいのでしょうか。そういう方向に進むのかどうか、確認いたします。

○議長(藤江 徹君) 税務課長。

○税務課長(小林祐史君) この都市計画税につきましては、地方税法上の規定の中で、例えばこの都市計画事業ですとか土地区画整理事業に要する費用に充てるということの目的税ということで、市街化区域にある土地及び家屋に対して課税をするものという形になっておりますので、そういった充て方としては引き続きそういった事業等に充てさせていただくということで、この公共交通のほうとはちょっと意味合いが違うんじゃないかなというふうに今思っております。

○議長(藤江 徹君) 12番、稲吉君。

○12番(稲吉照夫君) 従来ですと、今言われたその都市計画税については、道路新設改良、それと土地区画整理費、それと公共下水道費に使っているということで、毎年決算のときにはきちっと報告されている、そんな感じで理解はしております。私が心配するのは、私の地区の方で、都市計画税は市街化区域だけじゃなくともっと広く取ったらどうだと。そういった面で、今言われた公共交通機関であれば、そういった交通の便の悪いところにも実際に使われるわけですし、そういった面で広く使われるのであれば、そういったところも今後考えてほしいなど。やはり、税そのものの仕組み自体も不公平感

のないように、やっぱり幅広くそういった公共サービスが行われるのであれば、そういったことも検討願いたいというのが、私のお願いです。そういったことも含めて、使われるのであれば、より便利で生活がよくなるなら、それはいいことです。ただ、よくなるのであれば、そういった公平に税がかかっているよというのをやってほしいと思いますので、そういったことを今後しっかりと見直し等を図っていただきたいというふうに思います。

○議長（藤江 徹君） 税務課長。

○税務課長（小林祐史君） ありがとうございます。税金の関係で、納税者の方に納得していただけるような、きちんとした課税のほうをさせていただきながら、幸田町全体でどういう形で使っていくのかということを考えていきながら、今後も進めさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（藤江 徹君） 12番、稲吉君の質疑は終わりました。
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第31号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についての質疑を許します。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 今回、国保税の引上げに当たりまして、後期高齢者支援金等の課税を2万円アップさせるというものでありますが、この対象者は何人かお答えいただきたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 保険医療課長。

○保険医療課長（築田聖太郎君） 今回、課税限度額、後期高齢者支援金等課税分を引上げを提案をさせていただきました。こちらのほうは、影響世帯につきましては121世帯、影響額につきましては208万円の増収の見込みでございます。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 121世帯が今回影響を受けるということでもあります。国のほうがこの課税限度額の後期高齢分を引き上げるということで、今年度そのようなことでもありますけれども、今まででも過去におきましては、国が引き上げたからといって即引き上げるということもなかったわけではありますが、最近、国の引き上げと同時に幸田町も引上げを行っているということでもあります。この208万円の増収になるわけですが、これは一般会計からの負担で賄えないのか、あるいは基金から繰り入れながら、引上げをしなくても済むようにできなかったのか。この点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 保険医療課長。

○保険医療課長（築田聖太郎君） 幸田町では、平成22年度まで課税限度額の引上げを1年遅れて施行もしくは保留としていきましたが、平成23年度から、それ以降につきましては、政令改正に倣って引上げのほうを行ってきました。

国保の状況なんですけれども、国保が被保険者数が令和3年度6,925人から令和

4年度末6,540人と385人の減となりました。これは社会保険の加入条件の拡大や、団塊の世代の方が後期高齢者医療に移行したことが要因と考えております。令和5年度には、さらに後期高齢者医療への移行が増え、令和6年度には再び社会保険の加入条件の拡大があるために、今後も国保の被保険者数は減少していくものと見込んでおります。

令和5年度の県に納める納付金ですけれども、10億217万5,000円と前年度から1,180万4,000円上がっておりまして、1人当たりの納付金も年々上昇しております。基金につきましては、令和3年度の基金取崩しは1,750万円でありましたが、令和4年度につきましては6,100万円となっております。基金の取崩しが増加した理由なんですけれども、被保険者数が減少したことによる国保税の減、1人当たりの医療費の増加から医療費の高額化によるものとみておりまして、今後さらに基金を取り崩す必要があると見込んでおります。

政令改正によって課税限度額の引き上げは、能力負担に応じた公平なものとする必要があるが、受益との関係において、被保険者の納付意欲を与える影響や円滑な運営を確保する観点、被用者保険とのバランスを考慮しながら、一定の限度額を設けて引き上げているものです。この法定限度額は、納税義務者間の負担の釣合いを考慮しているわけでありまして、幸田町においてもその額に合わせることは、法の趣旨に反するものではないと考えております。

先ほど申し上げましたとおり、国保の運営は決して安定しているものではございません。基金を使って税率を引き下げ、税率を上昇を維持をするという御提案もありますけれども、先々の国保運営を考慮しますと、基金の取崩しが今後増えていくことが予想されておりますため、今回税率の引上げのほうをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 国民健康保険に加入している方たちは、先ほども言われましたように非正規とか、あるいは農業、それから年金生活者、高齢者、いろいろとあるわけですが、いわゆる勤めている方たちと違いまして低所得者層が多い保険となっているわけでありまして。そういった観点からすると、やはり、これは104万円に引き上げることによって、さらに国保加入者の負担増となることは明らかであるわけでありまして。そこで、お聞きするわけでありましてけれども、せめて協会けんぽ並みにというのがこの国保加入者の願いであります。この104万円になる世帯はどれぐらいの所得に値するのをお尋ねしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（藤江 徹君） 保険医療課長。

○保険医療課長（築田聖太郎君） 議員の御質問にありました限度額に到達をする世帯というのが、一体幾らの所得の方たちなのかということで、こちらのほうが試算した結果です。まず、限度額をまず、申し訳ございません。例えば、限度額を20万円、現行の課税限度額で計算をした場合、40代の世帯、40代が2人、中学生が1人、小学生が1人の4人世帯であれば、所得が690万円、給与収入で換算しますと900万円の世帯が対象となります。また、40代の単身世帯、こちらのほうでありましたら、所得が8

08万円、給与収入では1,030万円の方が対象となります。改正後につきましては、40代2人、中学生、小学生1人の4人世帯、こちらでありましたら、所得が775万円の世帯、給与収入でいきますと946万円の世帯。また、40代の単身世帯でありましたら、所得が893万円、給与収入では1,119万円、こちらの方が対象となる見込みです。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この限度額に達する世帯で言えば、この額が所得で690万それから900万、収入がですね、収入が900万になったら、もう既に104万円の限度額に達するということであるならば、これはどうですかね、パーセントで言えば、かなりの部分が、1割以上ですね。1割以上の保険料を払わなければ、加入できないというようなことになるわけです。そうしますと、生活費における負担というのはかなりになるわけですね。ですので、そういった点から言えば、明らかなように、高過ぎて払えない国保税になってきているということではないかというふうに思うわけであります。

先ほどから言われましたように、社会保険の加入が拡大をされたことによって移行する人たちが増えてきている。そうしますと、ますます国民健康保険が成り立たなくなる可能性というのも出てくるわけであります。協会けんぽの場合は、これは事業主負担がある。そうしますと、国保はないわけですから、一般会計から繰入れをしながら、そして引上げを抑えていく、払える国保税にしていく。これが本来ではなかろうかというふうに思うわけであります。このままいくと、皆保険制度の根幹を崩すもとなるのではなかろうかというふうに思うわけであります。そうした点におきまして、今回の後期高齢分からの2万円のアップ、これにつきましては、やはり国の言うがまま引き上げるのではなくて、きちんと一般会計から手当をしながら、払える国保税にしていく、そういう取組が必要ではなかろうかということで、私はこれについては反対するものであります。

次に、お聞きしたいわけでありますけれども、今回、低所得者軽減が行われておりません。5割軽減、2割軽減が行われていますけれども、この改正後の影響額と世帯数についてお答えしていただきたいなと思います。

○議長（藤江 徹君） 保険医療課長。

○保険医療課長（築田聖太郎君） 議員がおっしゃられましたように、課税限度額の引上げ、こちらにおきまして高所得者の方が対象となるわけですが、やはり高所得者でも金銭が増えれば負担が増えるということで、苦しい状況のことは分かっておりますが、今回はこちらのほうの改正で進めさせていただきたいと思っております。

また、低所得者軽減に係る判定基準額の改正によりまして、今回、5割軽減の判定所得基準額が、被保険者に係る金額の28万円を29万円に、2割軽減につきましては、同じく52万円を53万円にそれぞれ引き上げるものでございます。これにつきましては、改正前の7割軽減、5割軽減、2割軽減の対象世帯なんですけれども、7割軽減が826世帯、5割軽減が537世帯、2割軽減が493世帯となります。改正後の試算になりますけれども、7割軽減は変更なしの826世帯、5割軽減につきましては、6世帯プラスの543世帯、2割軽減につきましては、29世帯プラスの522世帯となりま

す。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 世帯数が増えて軽減が行われるわけでありますが、この影響額は幾らになるのかお答えください。

○議長（藤江 徹君） 保険医療課長。

○保険医療課長（築田聖太郎君） 影響額につきましては、87万1,000円の減額となる見込みであります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第32号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第33号議案 令和5年度、幸田町一般会計補正予算（第1号）の質疑を許します。

7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 私からは、4点ほど確認をさせていただきたいと思います。

まず、歳出歳入でそれぞれ1億1,767万7,000円の補正がかかっておりまして、歳出のほうになりますが、15款、10項、40目企画一般事業、タクシー事業者特別支援金200万円の計上がされております。内容につきましては、保有するタクシー40台に対して1台当たり5万円を助成するということだと思います。この5万円の部分なんですけど、5万円で実際にそのタクシーの運行状況がどう改善されるかという観点ですが、例えば走行距離ですとか、営業時間の拡大効果というものがどうなるのか。この辺が分かれば教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴田淳一君） 5万円の支援金で基礎走行距離、営業時間等の拡大はどの御質問でございます。

今回の支援金につきましては、営業時間等の拡大を効果として、目的として狙っているものではなく、コロナの影響による利用者減であり、それに加えて燃料高騰から経営が困難になっておるといったところをお聞きし、規模縮小や事業撤退といったところを防ぐために支援させていただくといったところを主の目的としておりますので、まずは経営の安定のほうを優先させていただいて、安定した後に事業拡大のほうを期待していきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） やはり、今回の5万円は、まずは助成をすることでその企業が何とかもってもらおうということだと思います。根本的なところを考えると、先ほど少し答弁にもあったんですが、やはり、タクシー事業者がこれからどうその事業を最終的に拡大させるか、維持拡大していくかということだと思いますので、私の感覚からすると、タクシーの稼働率をどう上げていくのか、事業者からしたらそこがすごく重要で、その稼働率を上げるための行政としての提案というか、施策を何か打っていく必要が出てくる時代なんじゃないかということが少し思うところがありまして、そういった部分で

いくと、タクシーの稼働率を上げるように行政が何か支援してあげるような施策、こういったものをどう考えられているかというところを教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴田淳一君） ありがとうございます。タクシーの稼働率を上げるような施策とのお問合せですが、現在、町が実施しているデマンド型交通、乗合サービスですが、こちらのほうはチョイソコこうたではタクシー事業者との稼働率が高いと言われていた朝夕は重複しないようにといったところで運行しているといったところであったり、あとタクシー事業者さんへは福祉タクシーの料金助成であったりといったところで御協力をいただいているといったところです。現時点で稼働率が上がる施策があるかという点では、今現在では持ってはおりませんが、もちろん稼働率を上げていくような施策といったところは研究していきたいと思っております。

また、今年度策定予定である地域公共交通計画において、タクシー事業者も公共交通の一役を担う乗り物であるというふうに捉えておりますので、タクシーを含む公共交通全体で町民の足を確保するような施策、体系、体制をとっていきたいというふうには考えております。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 答弁ありがとうございます。まさにこれから望まれてるのは、多分マースに絡むようなところもそうですが、公共交通のところの組立をどうするのかということだと思います。まさに答弁されたとおりだと思いますので、ぜひここは積極的にお願いをしたいところであります。よろしく願いいたします。

それから、次の質問に入らせていただきます。

2点目ですが、35款、10項、20目農業振興費についてであります。今回、当初予算ではなく、このタイミングになってしまった理由がありましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（藤江 徹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林英男君） 35款農林水産業費で計上させていただいてる筆柿選果機改修事業補助金であります。この筆柿選果機につきましては、毎年、この稼働状況につきましては近年、年々、不具合を生じており、厳しい運営がされている状況であります。昨年度の筆柿の選果時期9月から11月初旬にかけて、この選果稼働がされるわけですが、その選果後ですね、緊急的に停止する状況が度々あることから、点検確認をした中で、その不具合の状況また改修箇所だとか、経費、その辺をしっかりと精査する時間を要したものであります。また、先般の市場の動向からも、部品等は特殊なものを扱っていることから、その製作期間、また工程等も精査する中で、年度末までどうしても時間を要したことから、当初予算に計上することが反映できなかったというものであります。

この選果機の部品の製作につきましては、4カ月ほど製作期間が見込まれることが明らかになってきました。今年度の選果時期9月に間に合わせるためにも、この選果機の改修を行うために6月の議会補正では到底間に合わないということもあって、急遽この臨時会に提出をさせていただいたものであります。

○議長（藤江 徹君） 7番、田境君。

○7番（田境 毅君） 大変分かりやすい時系列での説明をありがとうございました。ちょっとやっぱり心配してたのが、期が変わって当初予算直後にこういったことが出てくるということだったので、本来であれば、やっぱり当初予算に乗っけるほうが望ましかったというのをすごく感じたところであります。実際に今の実態からしますと、製造業で言えば、いわゆるチョコ停が頻発している状態なので、もうすぐに手を打たないと稼働率が悪くなる。下手をしたら危険で、安全作業が守られない。けがをするようなことも起こり得るような状態が今のこの選果機の状態だと思うんですね。なので、こういったところに早めに手を打ってもらうということはとてもいいことだと思いますし、今の御説明ですと、次の選果に間に合わせるようにということでもありますので、もうこのタイミングでやらざるを得ないという緊急事態だと思いますから、そこはしっかり対応していただいて、またこういった同じような不具合が出るようなことがあるならば、やはり安全だとか効率を考えたときには、適宜その都度しっかり対応して、できれば予算上では当初予算、それでもどうしても無理であれば、今のような御説明いただいた上で議会に相談いただくということが適切かなと思いますので、ぜひ今後も含めて持ちのほうをお願いしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（藤江 徹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林英男君） ありがとうございます。この選果機におきましては、当初予算時点では設備の確認等を含めて、なかなか難しいものがありました。特殊な設備もあったことから、どうしても今回の臨時会のほうの提出という形にならざるを得ませんでした。当然、当初予算の計上というのを重々認識してるところでありますけども、今、選果機の不具合、今回計上されていた金額につきましても、全てが不具合を改修できるものではありません。まだまだ最低限というか、今年の選果に最低限に対応できるような金額ということで、まだまだちょっとこれからも不具合の中でJAさんを含め、生産者の団体さんと協議をしながら進めていくこととなります。今後ともそういった形で、この特産筆柿をしっかりと守るためにも対応していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（藤江 徹君） 以上で、7番、田境君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

15番、鈴木君。

○15番（鈴木久夫君） 1件だけお願いをいたしたいと思います。

15款のタクシー事業者特別支援金の関係ですけれども、この支援金につきまして、補正予算に至った経過がちょっと分からない点がありますので、その辺をお答えいただきたいと思いますが、まず、支援は業界からの要請があったのかどうかをまずお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴田淳一君） タクシー事業者からの要望・要請があったかといったお話ですが、令和5年1月31日付でタクシー事業者存続に関する要望書といったところを

町内の事業者からいただいております。

○議長（藤江 徹君） 15番、鈴木君。

○15番（鈴木久夫君） はい、分かりました。その辺からは当初予算には間に合わなかったことかと思いますが、要は幸田町のタクシー業界と日本全国、いわゆる都市部のタクシー業界とはちょっと様子が違うのかなという感覚を持っておりますので、その辺の点からちょっとお伺いしたいということは、今、日本のタクシー業界というのは大幅な減収減益ということを知っております。人の移動の制限でタクシー利用客が減少したとか、国内の観光客、あるいは来日外国人の消滅といいますか減少、イベントが中止になる、飲食店での酒類提供の停止というようなことが主な要因として、日本全体では、特に都市部では減少したりしたのかなと思いますが、この本町において見てみますと、今僕が言ったような内容がちょっと当てはまらない部分はかなり、観光客だとか、外国人だとか、イベントとか、飲食店の数も少ないようなことから鑑みると、ちょっと様子が違うのかなと思ひまして、いわゆる燃料代やなんかはよく分かります。要するに、今回支援をされることにおいて私は否定するものでも何でもありませんけれども、何と申しますか、業界の今の、業界といいますか、幸田町の2社ですかね。業界の経営状況というのがかなり悪化しておるといふことなのかなと思うんですが、その辺の裏づけといいますか、状況の把握はされているか。あるいは、利用客が幸田町のこのタクシー業界の方は、状況がかなり悪くて減少してきているのかというような、その辺の実態的なことが分かれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（藤江 徹君） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴田淳一君） タクシー事業者の実態といったところでございます。コロナ前の輸送人員数といったところはタクシー事業者よりヒアリングをさせてもらいましたが、その時点では8万6,000人ぐらいが年間におったよというお話をいただいております。そして、コロナに入ってから、令和2年、令和3年では5万5,000人ぐらい、約36%減になっているといったところで、令和4年度になり6万3,000人と若干盛り返してはきておりますが、それでも27%ぐらいの減の人数であるといったところが現状であります。利用目的等でどのように使われているかといったところまでは詳細分かりませんが、明らかに人数のほうが減っているといったところが直接的に経営のほうに打撃を受けているというようなことは伺っております。そうした中でタクシー事業者も、車両の休車であったり、乗務員の雇用調整といったところで何となく経営のほうを守ってきたよといったようなお話は伺っております。

○議長（藤江 徹君） 15番、鈴木君。

○15番（鈴木久夫君） はい、よく分かりました。結局利用者が8万6,000人いたのが5万5,000人というのは、かなり経営を圧迫するのはよく数字的には分かります。ただ、僕は感覚的にさっき述べたような幸田町と都市部の違いと、それから自分が利用しとって、タクシー業界は幸田町は結構忙しそうにやっとなという感覚をずっと持ったもんですからね、その辺の実態がよく分からなかったら質問をさせていただきます。はい、ありがとうございました。

○議長（藤江 徹君） 以上で、15番、鈴木君の質疑は終わりました。

ほかにございませつか。

14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 民生費でお聞きしたいと思ひます。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯の生活支援特別給付金でございますが、この低所得の子育て世帯の収入基準、これはどのようなになっているのかをお答えいただきたいというふうに思ひます。対象者は400人ということのようでありすけれども、それから独り親世帯以外の低所得の子育て世帯ということでありすので、どのようにカウントされたのかお尋ねします。

○議長（藤江 徹君） こども課長。

○こども課長（鈴木雅也君） 対象者の人数につきましては、令和4年度に同じように特別交付金のほうをしておりますので、そちらの実績のほうが令和4年度の実績としまして、児童数360人、世帯としまして195世帯ということでしたので、少しの余裕を見まして400人というふうに、児童数400人ということで見込んでおります。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 令和4年度で行ったということでありすけれども、実態が今年に入ってから大変になったとか、いろいろなそうした収入の変動によって大変になった世帯だつてあるわけですので、その辺のところを前年度の踏襲でそのまま支給するよというのでは、これはちょっといささか単純ではないかなというふうに思ひんですが、本当に困つた世帯への給付金ということの中で対象者をきちんと把握をしていくということのほうが大変ではなかつたかというふうに思ひますが、その辺のところはどのようなになっているのかお尋ねしたいと思ひます。

それから、この低所得ということ、独り親は除くわけでございますが、なぜ独り親を除いたのか、その点のそのところの説明を伺いたいと思ひます。

○議長（藤江 徹君） こども課長。

○こども課長（鈴木雅也君） まず、1点目につきましては、困つている世帯の把握ということでありすけれども、今、予定としましては400世帯でさせていただいておりますけれども、国庫100%の事業でありまして、これよりも多くなつてくれば国のほうへ変更申請をして、困つた方へ配っていくことは可能だと考えております。

2点目につきましては、独り親の世帯のほうになぜ給付がないのかということですが、これは別の給付金のほうで愛知県が事業主体となりまして、同じく5万円で、独り親世帯のほうにつきましては5万円ということで、低所得の独り親の世帯につきましては、愛知県のほうから別途給付がされるということになります。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） この低所得の基準でありすますが、この基準を明確にして、自分が対象であるのか、そうでないのかということが一目瞭然に分かるように広報でお知らせをします。今まで受けてなかつた世帯が対象になったよということであるならば、それをやっぱりきちんと把握をして、支給をするというようなことをやっていただきたいというふうに思ひわけでありすますが、その点についてはどのように周知をされていくの

かお尋ねしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） こども課長。

○こども課長（鈴木雅也君） 対象世帯への周知という御質問かと思いますが、対象世帯につきましては、まず令和4年度に給付した世帯には情報がありますので、まず第1弾として、そちらのほうへはプッシュ型、積極支給ということで、もう5月末までに去年もらった方につきましてはすぐに支給するよというふうな方法になっております。その後で残った方につきましては、申請をいただいておりますという方法になります。その周知につきましては、対象年齢が18歳までの高校生ということになるんですけども、15歳までは児童手当等の情報がありますのでこちらのほうで把握できまして、16歳から18歳のほうの高校生世帯につきましては、愛知県のほうからチラシを配布するよというふう聞いております。また、税の未申告の方が漏れてしまうかなと思いますので、税の未申告の方には町から同様に案内のチラシを配りたいと思っております。そのほか、ホームページ、広報等で漏れないように周知していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 次に、システム改修でありますけれども、これは伴走型子育て支援の中で、このシステム改修が間に合わなくて給付が遅れたというようなこともあったわけでございます。先ほどの答弁を聞いておりますと、5月からプッシュ型でやるよということですが、そうしますと、このシステム改修というのはどのようになるのかということですが、その辺のところは、システム改修しなくても前年度の例に基づいて支給するとなると、これはそのまま使えるのではなかろうかなんて思うわけですが、その辺のところはどうなってるんですか。

○議長（藤江 徹君） こども課長。

○こども課長（鈴木雅也君） システム改修につきましては、先ほど言いましたように、昨年度の情報を使いまして、まずはプッシュ型で5月末までに送らせていただきます。ただ、まだ収入の減少の世帯等の申請をいただくほうのことにつきましては、まだ国から詳細な要項のほうはまだ届いておりませんものですから、必ずしもシステム改修がなしでいけるかということがちょっと分からなかったものですから、実施できるかまだ分からなかったため、念のために予定をさせていただいているということでございます。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） そうしますと、見込みのあるなしにかかわらず、システム改修は上げとけということで上げたということですかね。必要がなかったら、上げる必要はないと思うんですけども、その辺のところ、やはり、毎回毎回この低所得の子育て世帯に対する支援の給付金、これは行っているわけですよ。それが、今までは児童手当の受給世帯を対象にまずはやるよ、その後、18歳までの世帯で児童手当がない世帯につきましては申請でやりますよということからすれば、従来のシステムで行えるものではないのかなというふうに思うわけですが、そういうことができないということなんで

しょうか。

○議長（藤江 徹君） こども課長。

○こども課長（鈴木雅也君） おっしゃるとおりで、多少のシステム改修が必要だとは思っておりますし、その利用につきまして、まだ詳細な要項のほうが出来ておりませんので、見込みの金額ではありますけれども、こういった金額で上げさせていただきました。

以上です。

○議長（藤江 徹君） 14番、丸山君。

○14番（丸山千代子君） 分かりました。それで、この給付金でありますけれども、いつまでに完了予定で行うのかということと、それから申請日の締切日というのがどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○議長（藤江 徹君） こども課長。

○こども課長（鈴木雅也君） 事業の完了につきましては、令和6年3月31日までとなります。締切りにつきましては、令和6年2月29日までに出生した児童が対象となり、給付のほうをさせていただくことになっております。

○議長（藤江 徹君） 以上で、14番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） 2点ほど御質問させていただきたいんですけども、タクシー事業者特別支援金についてなんですけれども、詳細等はほかの議員さんに大分聞いていただいたんであれなんですけど、1台5万円と決めた何か基準等がありましたら教えてください。

○議長（藤江 徹君） 企画政策課長。

○企画政策課長（柴田淳一君） 5万円の妥当性というか、5万円のどのような基準を持ってといったところの御質問です。

月当たりの燃料高騰分、令和3年、4年で比較したところ、20円ぐらいの価格差があり、1台当たり8,000円から9,000円月当たりが上昇したよといったところで、まずもって町としては半年分の5万円といったところで算定をしております。なお、先ほど述べさせてもらった要望書にありまして、頂いた要望書の中にも5万円相当といったところの金額が出ておりましたので、町としても妥当性があるといったところの判断をさせていただき、その金額をもって乗り切っていただけるというようなお約束もいただきましたので、5万円で算定をさせていただきました。

○議長（藤江 徹君） 6番、岩本君。

○6番（岩本知帆君） ありがとうございます。明確に分かってよかったです。

次に、柿の選別機の補助金についてなんですけども、この選別機の補助金自体は必要だと思ったんですけども、これ以外に例えば町の関わる事業で、何か機械は実際メンテナンスをしてもやっぱり耐久年数等があると思うんですけども、例えば100万円単位等で修繕や買替えが予測されるような機械等が、この先、一、二年内で必要な機械等何か町として把握しているものはあるのでしょうか、教えてください。

○議長（藤江 徹君） 産業振興課長。

○産業振興課長（小林英男君） 機械設備の関係の修繕、大きい100万円以上のものということの把握ということですが、この選果機につきましては、筆柿の町独自のものでありまして、不完全甘柿ということでこの選果機が必要なものという設備となります。

その他の機械設備、JAさんの中で出荷に対してのいろいろな設備というか機器、また出荷に対するものですね。そういったものに対して、JAさんが管理してるところではありますけども、全部が全部ちょっと町としては把握しているものではありません。すみません。ただ、部会等のいろいろな各果樹、柿、いろいろな部会との意見交換をしながら、そういった設備についての状況把握といいますかね、意見交換しながらそういった市場への出荷に影響がないような形の、また販売促進も含めてですけども、いろいろな形で意見交換をしながら進めているような状況です。設備については、すみません、把握はちょっとできておりません。

○議長（藤江 徹君） 以上で、6番岩本君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 以上で、第33号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって質疑を終結いたします。

ここで途中ではありますが、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時48分

再開 午後 1時58分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定しました。

これより、上程議案4件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

14番、丸山君。

〔14番 丸山千代子君 登壇〕

○14番（丸山千代子君） ただいま議題となっております案件につきまして、順次反対の立場から討論をさせていただきます。

第30号議案 幸田町税条例の一部改正についてであります。

森林環境税の課税が令和6年度から開始されることに伴う一部改正であります。森林整備及びその促進に要する経費の財源として、個人住民税均等割上乘せ分1,000

円を令和6年度から徴収するというものであります。幸田町では、2万3,000人ほどが対象となる見込みであることが明らかとなりました。

この森林環境税は、2023年度末で期限切れとなる復興特別住民税、個人住民税均等割の上乗せ分1,000円を、看板だけ取り替えて取り続けるものと国会審議の中でも指摘をされております。

日本共産党は、森林環境税及び譲与税が森林吸収源対策や森林の公益的恩恵を口実に、国や温室効果ガス排出企業が引き受けるべき負担を、これを国民個人に押しつけるものであります。個人住民税の均等割は、所得割が非課税になる人にも一律の額で課税される逆進性の高い税であり、低所得者の負担をさらに強めるものであります。森林整備の財源は、国の一般会計での森林予算で保障すべきと主張し、反対討論といたします。

第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。

国民健康保険税は、どの医療保険よりも高くなっております。今や高過ぎて払えない国保税であり、さらに今回、国の引上げに伴い、後期高齢者支援金等課税額20万円を2万円引き上げ22万円にするもので、医療分65万円、介護納付金17万円を合わせると102万円が104万円に引き上げられてしまいます。

国民健康保険の加入者は年々減少しております。加入者は、無職の人や年金生活者、自営業、農業、非正規雇用などの社会保険などへの加入が難しい人で構成されており、低所得者層が多い医療保険であり、皆保険制度の根幹をなすものであります。企業主負担もないことから、一般会計からの繰入れを増やして、これ以上の負担増はやめるべきと主張し、反対討論といたします。

〔14番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤江 徹君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決します。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第30号議案 幸田町税条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第30号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第31号議案 幸田町都市計画税条例の一部改正についてを原案どおり決する

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第31号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第32号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第32号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第33号議案 令和5年度幸田町一般会計補正予算（第1号）を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤江 徹君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第33号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

ここで、お諮りします。

議会の構成が決定しましたので、この後、本日出席を求めた部長級以上の理事者のほか、全ての部長、次長の下で、挨拶の場を設けたいと思います。

本日出席を求めた理事者以外の部長、次長の入場を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（藤江 徹君） 御異議なしと認めます。

よって、本日出席を求めた理事者以外の部長、次長の入場を許可することに決定いたしました。

ここで、暫時休憩といたします。

休憩 午後 時 分

再開 午後 2時10分

○議長（藤江 徹君） 休憩前に戻し、会議を再開いたします。

本日の臨時会において決定した議会構成については、お手元に配付した名簿のとおりであります。

それでは、僭越ながら、私から順に挨拶を申し上げさせていただきます。

〔議長 藤江 徹君 登壇〕

○議長（藤江 徹君） 一言、御挨拶を申し上げます。

このたび、議員の皆様方の御推挙によりまして、議長の要職に就くこととなりました。誠に身に余る光栄でありまして、衷心より感謝いたすとともに、この重責を痛感してい

る次第であります。

ここに皆様の御推薦を受けました上は、その御厚志に誠心誠意努力いたす覚悟であります。

議会運営につきましては、先輩諸氏に倣い、公平無私の立場を堅持いたす所存でございます。何とぞ皆様の温かい御支援と御鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が、5類感染症へ移行されましたけれども、まだまだ、ウィズ・コロナの生活へ維持をしていかななくてはなりません。このような状況下で、SDGs、カーボンニュートラル、デジタルトランスフォーメーション、DXなど、大きな時代の変化の中、幸田町が取り組むべき課題も多岐にわたり山積しております。また、議会においても、これらの変化に対応した改革を推進しなければなりません。これらの課題を一つずつ解決し、幸田町が今後とも持続可能なまちとして発展していくとともに、開かれた議会の構築を目指し、町民の負託に応えなければならないと考えております。

皆様の御協力のほど、よろしくお願い申し上げまして、私の就任の挨拶とさせていただきます。

以上です。

〔議長 藤江 徹君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ここで、副議長を初め、各委員長の挨拶を賜ります。

まず、副議長、15番、鈴木久夫君、お願いいたします。

〔副議長 鈴木久夫君 登壇〕

○15番（鈴木久夫君） 先ほど、副議長に選任をされました鈴木久夫でございます。

もとより微力ではありますが、この副議長の職を一生懸命務めていけたらと思っております。そして、町民の福祉の向上と、町民の皆様の安全安心のために頑張っていけたらいいかなと思っております。

今後とも、皆様方の御指導と御鞭撻をいただきながら頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

〔副議長 鈴木久夫君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、総務教育委員長、11番、廣野房男君にお願いいたします。

11番、廣野君。

〔11番 廣野房男君 登壇〕

○11番（廣野房男君） 総務教育委員会委員長という大きな役を仰せつかりました廣野房男です。

まだまだ慣れない議会議員の活動の中で、皆様と一緒にこの委員会をうまく運営していけるかどうか分かりませんが、皆さんの協力によって、私個人の議員活動共々、一生懸命やりたいと思っておりますので、これからもよろしくお願い申し上げます。

〔11番 廣野房男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、福祉産業建設委員長、9番、都築幸夫君にお願いいたします。

9番、都築君。

〔9番 都築幸夫君 登壇〕

○9番（都築幸夫君） 先ほど、私は、福祉産業建設委員会の委員長を拝命いたしました。

この委員長という役職は、私にとっては大変重たいものと思っております。委員会では、十分な審議が行われて、そして委員会がスムーズに進みますようしっかりと準備をして、一生懸命この役を務めていきたいと思っております。これからの2年間、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

〔9番 都築幸夫君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、議会運営委員長、13番、笹野康男君にお願いいたします。
13番、笹野君。

〔13番 笹野康男君 登壇〕

○13番（笹野康男君） 皆さん、改めましてこんにちは。

先ほどの議会運営委員会の7名の方から御推挙いただきまして、委員長に拝命をさせていただきます。誠にありがとうございます。

この議会運営委員会は、議会の運営等々で非常に難しい部分があるかと思っておりますけれども、皆さんのお力を借りて一生懸命に頑張りたい、かように思っております。

特に昨年度、議会基本条例を策定いたしました。議会の役割、責任、議員の責任等々、やはり、しっかり責任を持って議会運営をするためには、一人一人が頑張っていかなければならないと私自身も思っておりますし、特に私、委員長自身がしっかりしていかなければいけないと、かように思っております。

そういった中で、やはり住民の幸せを願い、また幸田町の発展を担いながら、この幸田町16人の議会がますます発展するように町民のために頑張りたい、しかも開かれた議会を目指し、そして、町民のために議会がこうあるべきだということも願いながら、私は頑張りたいと思っておりますので、皆さんの協力をぜひともよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

〔13番 笹野康男君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） 次に、議会広報特別委員長、7番、田境 毅君にお願いいたします。
7番、田境君。

〔7番 田境 毅君 登壇〕

○7番（田境 毅君） 本日、議会広報特別委員会委員長に選任いただきました田境 毅でございます。

大役ではございますが、諸先輩が築かれた良い部分を継承しつつ、さらなる高みを目指し、改善に取り組みたいと考えております。

町民に一番近く感じられている委員会だと思います。開かれた議会であるための町民に読まれ、親しみやすく、分かりやすい議会広報を目指して、精いっぱい頑張りたいと思います。

皆さんには、御協力のほど、よろしくお願いいたします。就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

〔7番 田境 毅君 降壇〕

○議長（藤江 徹君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

お諮りいたします。

今回の臨時会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(藤江 徹君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。なお、議席議員名の標柱については、次の定例会までに変更させていただきますので、よろしくお願いいたします。

これにて、令和5年5月9日に招集された、令和5年第1回幸田町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午後 2時20分

○議長(藤江 徹君) 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

[町長 成瀬 敦君 登壇]

○町長(成瀬 敦君) 令和5年第1回幸田町議会臨時会の閉会に当たりまして、一言お礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、早朝より御出席いただき、終始御熱心に御審議をいただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも議決を賜り、心から感謝とお礼を申し上げます。

議会運営をつかさどる役員人事につきましては、議長 藤江 徹様、副議長 鈴木久夫様を中心として、各委員会の正副委員長等新しい体制となりました。心からお慶び申し上げます。

また、黒木 一議員にあっては、監査委員として、今後の町行財政の執行に当たりまして適正なる御教示を賜りますようお願いを申し上げます。

さて、来週からは、各常任委員の協議会をお願いしたいと考えております。6月には議会定例会も予定されております。

議員各位におかれましては、何かと御多用のことと存じますが、健康にはくれぐれも御留意をいただき、町政発展のために特段の御指導、御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。お礼の御挨拶といたします。

本日はありがとうございました。

[町長 成瀬 敦君 降壇]

○議長(藤江 徹君) 議員各位には何かと御多忙の中、長時間にわたり熱心に御審議を賜り、議事進行に御協力をいただきまして誠にありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

ここで4点、御連絡を申し上げます。

まず1点目、議議会広報特別委員会が、明日、5月10日の水曜日、午前9時から開

催されます。

次に、2点目、新人議員研修会が、5月11日の木曜日、午前9時から開催されます。

3点目、議会運営委員会が、5月15日の月曜日、午前9時から開催されます。

それぞれ該当する皆さんは、出席をよろしくお願いいたします。

また、各委員会協議会が順次開催されますので、よろしくお願いいたします。

最後に、この後、14時35分から集合写真を撮りますので、第1委員会室にお集まりください。

以上でございます。

大変御苦労さまでした。

これにて散会いたします。

散会 午後 2時23分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和5年5月9日

議 長

議 員

議 員